

## 多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」を求める意見書

平成 21 年 3 月までに東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が、立川市緑町の新庁舎に移転される予定である。

新庁舎は、これまでの八王子支部庁舎から倍増して横浜地方裁判所本庁の規模に準ずる施設となり、これからの裁判員裁判の開始などにより裁判官・書記官ほかの職員の人的充実も図られることが期待されている。

現在東京多摩地域は、戦後人口の急増により 30 自治体、約 407 万人の人口を抱えており、人口数で福岡県に次ぎ全国 10 番目である。

また、地方裁判所八王子支部・家庭裁判所八王子支部の取り扱い事件数は全国屈指であり、裁判官・検察官・弁護士不足が指摘されている。

しかし、現在の裁判所支部は、行政事件・簡裁控訴事件が取り扱えず、また、労働審判制度も当面利用できない。地方家裁委員会も設置されないなど「支部」であるが故の不便、不利益を多摩地域住民は負っている。

市民のための司法改革が進む中、多摩地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることは、住民代表の負う当議会の責務である。

よって、稲城市議会は、政府に対し市民に対する司法サービス充実のために、下記のとおり要望するものである。

### 記

1. 多摩地域に、人口数・取り扱い事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を早期に設置すること。当面は、立川市に移転する裁判所支部を大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有するものとする。
2. 現在の八王子市明神町にある地方裁判所及び家庭裁判所の機能を存置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 27 日

稲城市議会議長 原 田 え つ お